

『建設業の魅力発信広報物製作業務委託』
に係る一般競争入札

入札説明書

福島県土木部

目 次

番 号	内 容	ペー ジ
1	入札説明書（本文）	3 ～ 8
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）	9 ～ 11
3	様式	12 ～ 19
	様式 1 一般競争入札参加資格確認申請書	
	様式 2 一般競争入札参加資格確認通知書	
	様式 3 入札書	
	様式 4 委任状	
	様式 5 入札保証金納付免除申請書	
	様式 6 一般競争入札仕様書等に関する質問書	
	様式 7 一般競争入札仕様書等に関する回答書	
	様式 8 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	
4	委託契約書（案）	20 ～ 24
	個人情報取扱特記事項	25、26

入札説明書

この入札説明書は、「建設業の魅力発信広報物製作業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

（1）入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知すること。

（2）設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、一般競争入札に関する質問書（様式6）により電子メールで提出すること。

なお、質問の回答については、入札公告に記載されている回答予定日に福島県土木部建設産業室ホームページにおいて行うものとする。

（3）入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加資格確認申請日までに下記

（4）の書類を入札公告に示す場所に提出し、入札者に必要な資格の確認を受けること。

この他、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある

（4）入札参加資格確認申請時に提出する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 履歴事項全部証明書又はその写し（参加申込日の3ヶ月以内のもの）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）

（5）その他

ア 提出書類の差し替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

（6）一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年10月7日（火）以降、申請者に対し通知する。

（7）審査結果は公表しないものとする。

5 入札に関する書類

(1) 設計図書等の閲覧及び配布

入札公告に記載のとおり。

なお、様式については福島県土木部建設産業室のホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 質問回答の確認について

福島県土木部建設産業室のホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書（様式3）は、必要とする事項を記載し、公告に示す日時及び場所へ持参すること。

入札書の提出方法は、開札時に持参するものとし、郵送による入札は認めない。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し

イ 委任状（様式4）（代理人が出席し、入札する場合に限る。）

ウ 入札保証金納付免除関係書類

(3) この入札における契約は、落札者が入札書に記載した金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書へは入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること）

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、公告に示す開札日時までに、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を入札公告に掲げる日時及び場所に持参すること。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（別記1）

なお、同条第1項第2号の規定に基づき入札保証金の免除を希望する者は、公告に示す入札参加資格確認申請の期間に、入札保証金納付免除申請書（様式5）及び業務実績証明書（任意様式）を福島県土木部土木総務課に提出すること。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は入札時に入札保証金納付免除申請書（様式5）を提出するものとする。

(4) 入札保証金の納付及び還付については財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、公告に示す入札参加資格確認申請期限の正午までに、福島

県土木部土木総務課へ申し出ること。

なお、還付については、落札者が決定した後に納付者が指定した金融機関口座に振り込の方法により行う。

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（予算経理担当）

電話番号 024-521-7488

電子メール dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、公告で示す指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は公告に示す期日までに上記4の(4)で指定する書類の確認を受けること。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回限りさらに入札に付することができるものとする。
- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札の前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、疑義がある場合は、一般競争入札に関する質問書（様式6）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、福島県土木部建設産業室ホームページに一般競争入札に関する回答書（様式7）を掲載する方法により回答する。

受付期間 令和7年9月26日（金）から令和7年9月30日（火）

受付方法 電子メール

kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

回答予定日 令和7年10月2日（木）

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に定める入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者の入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。（別記2）

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由とした異議を申し立てることはできない。

18 その他

- (1) 一般競争入札資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該調達契約に関する事務を担当する部署

(1) 契約関係、入札保証金関係など

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（予算経理担当）

電話番号 024-521-7488

電子メール dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札公告、質問・回答、全般など

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部建設産業室

電話番号 024-521-7452

電子メール kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2）施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3）試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4）その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次号第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10(建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5

を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

建設業の魅力発信広報物製作業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、下記 1 に掲げる資格要件に全て該当する者であり、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店、支店、営業所を有する者であること。

2 添付書類

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 履歴事項全部証明書又はその写し（参加申込日の 3 ヶ月以内のもの）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 8）

注 後日資格確認通知書（様式 2）を送付しますので、返信用封筒として、表に返送先を記載し、110 円切手を貼った長形 3 号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

〔連絡先〕

担当者所属・氏名	
電話番号	
電子メール	

一般競争入札参加資格確認通知書

7 企技第 号
令和 年 月 日

様

福島県知事 内堀 雅雄

先に申請のありました一般競争入札に係る資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日	令和7年9月26日
件名及び数量	建設業の魅力発信広報物製作業務委託 一式
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格 がないと認め た理由	

2 入札参加資格有りとされた方に対する条件

この確認通知書は、入札書の提出・開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式3

入 札 書

金 額 (税抜)		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 建設業の魅力発信広報物製作業務委託 一式
履 行 期 間 契約締結の日から令和7年11月10日まで
履 行 場 所 福島県土木部建設産業室

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

※1 代表者職・氏名 印

(代理人氏名 印)

福島県知事 内堀 雅雄 様

- 注) 1 金額の頭書に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。
3 委任状により委任を受けたものは、代理人氏名を記載の上、受任者印を押印すること。
4 ※1において押印を省略する場合は、下記の「本件責任者及び担当者」の氏名、所属及び連絡先を記載すること。

(押印を省略する場合のみ記載)

本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先 (電話番号)
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先 (電話番号)

様式 4

委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 7 年 1 0 月 1 0 日に執行される「建設業の魅力発信広報物製作業務委託」の入札
及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

委任者
住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
印

受任者
職名又は住所
氏 名
印

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

建設業の魅力発信広報物製作業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証書）
- 2 入札参加者が、過去２年間に官公署（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する業務実績証明書（任意書類）

(注) 提出書類により 1 又は 2 に○印を付して下さい。

様式 6

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県土木部建設産業室 宛

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
(作成担当者)

公告日	令和 7 年 9 月 2 6 日
件 名	建設業の魅力発信広報物製作業務委託
質問事項	

※1 提出期限：令和 7 年 9 月 3 0 日（火） 1 7 時

提出方法：電子メール kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

※2 送信後は、電話で（024-521-7452 伊藤宛て）受信確認をお願いします。

様式 7

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県土木部建設産業室

公告日	令和 7 年 9 月 2 6 日
件 名	建設業の魅力発信広報物製作業務委託
質問事項	
回 答	

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 様

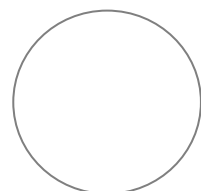
- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは意力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（または所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

実印



建設業の魅力発信広報物製作業務委託契約書(案)

委託業務の名称 建設業の魅力発信広報物製作業務委託
委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
委託期間 着手 令和7年 月 日【契約日】
履行期限 令和7年11月10日

上記の委託業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果物（以下「成果物」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 甲は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項及び第7項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第12条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契

約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

8 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供してはならない。

（委託業務実施状況の報告等）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第6条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）

第7条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第9条 乙は、業務が完了したときは、完了届に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなけ

ればならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、受理日から起算して10日以内に、提出された成果品について検査をしなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命じられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に成果品の持込みを終わらないとき、又は納期内に明らかに成果品を納入することができないと認められるとき。
- 二 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は、同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

- 2 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、この契約を解除すること

ができる。

(契約が解除された場合の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(財産の帰属)

第13条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第14条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。
- 4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 6 2 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は同法第 1 9 8 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第18条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用・就業（又は受講等）の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで保存しなければならない。

（補 則）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲	住 所	福島市杉妻町 2 番 1 6 号
	氏 名	福島県
		福島県知事 内堀 雅雄

乙	住 所
	氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。